

## 「白金高輪駅東部地区まちづくり構想（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方

### 1 意見数

	件数
(1) 区民意見募集（郵送、インターネット等）により寄せられた意見 募集期間：令和3年2月21日～令和3年3月22日 人数：17人（区ホームページ13、ファクシミリ3、手紙1）	40件
(2) 区民説明会での参加者意見 開催日：令和3年3月2日、令和3年3月3日 開催回数：2回 参加人数：31人（高輪区民センター16人、高輪区民協働スペース15人）	12件
計	52件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

### 2 意見への対応状況

	対応状況	件数	区民意見募集	区民説明会
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	1件	1件	0件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	27件	18件	9件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等に対応しているもの	9件	7件	2件
4	意見の内容が対応できないもの	1件	1件	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	14件	13件	1件
	計	52件	40件	12件

No.	項目	要旨	区の考え方	対応状況
1	第1章 はじめに	マンション建設にあたっては、急激ではなく、人口増加に先手の対策を打ちながら、段階的に進めて下さい。	素案 P8 の「まちづくり構想策定の背景と目的」で示すとおり、まちの変化や地域の課題に的確に対応しながら、まちづくりを計画的に誘導していくため、本まちづくり構想を策定しました。	2
2	第4章 方針1： 土地利用・活用	駅西側の再開発が進み、街並みが整備されていく一方で、駅東側は細い道や老朽化したマンションも多く、早期に再開発して整備されることを希望します。	素案 P40 の方針1 方策2「地域の課題を解決するまちづくり活動の誘導」で示すとおり、まちづくり活動（開発事業などを含む）が行われる際は、地区の防災性向上や老朽建物の更新など地域の課題が解決されるようまちづくり活動を誘導します。	2
3	第4章 方針2： 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯	高齢者が安心して住める街としてください。高齢者と若者世代が同じ屋根の下で住めるコミュニティ住宅を検討して下さい。	素案 P41 の方針2「住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯」で示すとおり、地域全体として子育て世帯や高齢者など多様な人々が地域で交流し、住み続けられるまちをめざします。	2
4	第4章 方針2： 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯	まちづくりにあたって今住んでいる住民が住み続けられるようにして下さい。課題解決にあたっては、住民目線で解決にあたって下さい。	素案 P41 の方針2「住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯」で示すとおり、地域の魅力を残し続けながら、子育て世帯や高齢者など多様な人々が地域で交流し、住み続けられるまちをめざします。	2
5	第4章 方針2： 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯	横断歩道橋は、障害を持つ方、足腰の弱い方、妊婦の方、健常者にとっても、利用時に不安を感じるものです。今後まちづくり構想に沿って街中が発展していく際には、是非バリアフリー化のされた地下道などを整備して下さい。	素案 P41 の方針2 方策3「誰もが安心して快適に生活できる環境づくり」で示すとおり、誰もが安心して快適に生活できる環境づくりをめざし、地区全体として、バリアフリー経路の確保や分かりやすいサイン整備など誰もが自由に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	2
6	第4章 方針3： 道路・交通	白金高輪駅をベビーカーで利用する場合は、改札までに複数のエレベーターを利用する必要があります。今後、直通のエレベーター等アクセス性の向上を図って下さい。	区は、駅までのアクセス性が十分でなく不便であることは地域の課題として捉えており、素案 P44 の方針3 方策1「駅を中心とした公共交通の利便性の向上」で示すとおり、白金高輪駅のアクセス性の向上を図っていきます。今後、まちづくり構想の将来像や目標を実現するため、開発計画などの機会を捉え、駅までのアクセス性の向上などに向けてまちづくりを誘導していきます。	2

7	第4章 方針3： 道路・交通	白金高輪駅2番出入口は、駅までのアクセス性が十分でないなど課題も多く、当地区の発展性を考えた場合に、駅出入口の追加が必要だと考えます。	区は、駅までのアクセス性が十分でなく不便であることは地域の課題として捉えています。また、本地区及び周辺地区のまちづくりの状況を鑑みると、白金高輪駅周辺の人口が増加されることは予想されます。素案P44の方針3方策1「駅を中心とした公共交通の利便性の向上」で示すとおり、駅出入口の新設など将来の人口増加にも対応した駅機能の強化策を誘導していきます。	2
8	第4章 方針3： 道路・交通	白金高輪駅2番出口を利用していますが、利用者が多いので、出入口を追加する等、検討した方が良くと思います。	区は、駅までのアクセス性が十分でなく不便であることは地域の課題として捉えています。また、本地区及び周辺地区のまちづくりの状況を鑑みると、白金高輪駅周辺の人口が増加されることは予想されます。素案P44の方針3方策1「駅を中心とした公共交通の利便性の向上」で示すとおり、駅出入口の新設など将来の人口増加にも対応した駅機能の強化策を誘導していきます。	2
9	第4章 方針3： 道路・交通	南北線の延伸や再開発を実施する際には、駅前駐輪場の拡張、新しい地下鉄入口の設置、駅改札の拡張などの整備の検討をして下さい。	素案P44の方針3方策1「駅を中心とした公共交通の利便性の向上」で示すとおり、駅出入口や駅とつながる経路におけるバリアフリーの推進や、駅施設の改良や駅出入口の新設など将来の人口増加にも対応した駅機能の強化策を誘導していきます。	2
10	第4章 方針3： 道路・交通	対象区域内のスーパーマーケット前の道路は、歩道が狭く路上駐車も多いことや、抜け道として使われていることで危険を感じる人が多いです。こういった路上駐車や住宅地内の通過交通の規制等も検討して下さい。	素案P45の方針図では、当該道路を「地域の人が利用している主要な道路」として位置付けており、道路拡幅や開発地内などで歩道状空地を整備するとともに電線類地中化を推進することにより、歩行者が安全で快適に通行できる空間を形成していきます。また、路上駐車や通過交通の規制などについては、交通管理者とも連携しながら必要に応じて適切に対応していきます。	2
11	第4章 方針3： 道路・交通	白金高輪地区は現在道路で東西に分断されており、賑わいを含めた国道地下空間の活用と合わせて検討すれば、費用便益上も効果を見込めるものと推察します。	国道の地下空間の利活用については、地下鉄駅舎・地下駐輪場などの既存施設やインフラの埋設状況により実現の困難性が高い状況ですが、今後のまちづくりの中で国道地下空間の利活用の可能性についても検討を促していきます。	5

12	第4章 方針4： 緑・水	緑化率を30%以上に高めるように検討して下さい。	「港区緑と水の総合計画」では、港区全体の緑被率※を令和12年度までに24%とすることを目標としており、うるおいある国際生活都市の実現をめざしています。本地区では緑被率が低いことを課題として捉えており、素案P47の方針4方策1「緑やオープンスペースの確保の推進」で示すとおり、地区内の緑化を積極的に推進していきます。 ※緑被率：緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）が、区域面積に占める割合。	2
13	第4章 方針4： 緑・水	この地域一帯は緑が少ないため、再開発を機に街路樹を増やし、夏の暑さを和らげる多くの木陰を作って欲しいです。	本地区内で緑が不足していることは課題として捉えており、緑化の推進は本地区にとって必要な取組です。素案P47の方針4方策1「緑やオープンスペースの確保」で示すとおり、開発などを契機に街路樹と民地内の緑化の一体的な整備により緑のネットワークの形成をめざしていきます。	2
14	第4章 方針4： 緑・水	街路樹の樹木の剪定について、葉を殆ど残さないような剪定ではなく、もう少し自然な形で剪定するように要望します。緑に囲まれた国際都市の再開発を期待します。	街路樹の剪定は、道路交通標識の視認性の確保など安全確保の観点から管理者の判断によって行われるものです。一方、まちの将来像の実現に向けて、緑のネットワーク形成は重要ですので、関係者と連携しながら街路樹と民地内の緑化の一体的な整備に取り組んでいきます。	2
15	第4章 方針4： 緑・水	古川の親水性の向上にあたっては、古川沿いの権利者の方々と協力しながら進める必要があるため、そのような内容を記載した方が良いと思います。	まちづくり構想はめざすべき将来像や方向性を示すものであり、実現にあたっては、関係者の皆さまのご協力を得ながら、地域の状況や目的に応じてまちづくりを進めていきます。護岸の再整備を含めた古川の親水性の向上についても同様に、護岸沿いに住まわれている方々のご理解、ご協力を得ながら、素案P49の方針5方策2「都市型水害に強い市街地の形成」で示すとおり、まちづくりの機会を捉え、河川管理者などの関係者へ働きかけを実施し、進めていきます。	2

16	第4章 方針4： 緑・水	今後、まちづくり構想に沿った街づくりを進めていく際には、三田五丁目古川沿岸部の親水性の向上だけではなく、南麻布二丁目側においても、まちづくりの方針を共有し、親水性の向上に向けて調整することが必要だと考えます。	ご指摘の区域は本まちづくり構想の区域外ですが、古川に関わるまちづくりが進められる際には、まちづくり構想の方針である古川の親水性の向上に沿ったまちづくりとなるよう誘導していきます。	5
17	第4章 方針5： 防災・復興	家屋の耐震化の促進援助や木造家屋の難燃化を促進されるべきです。防災問題の解決策のひとつとして空き家を区が買い取り、公開空地として緑化、小規模公園、延焼防止用空地として活用することを検討して下さい。	区では、空き家を公有地として長期的に活用していくことは行っていないませんが、不燃化の促進を明確に示すため、素案 P49 の方針 5 方策 1 において、「敷地の共同化や街区再編と併せた都市基盤の一体的な整備を推進するとともに、建物の不燃化を促進します。」と修正しました。	1
18	第4章 方針5： 防災・復興	都市型水害対策の一つとして古川の護岸整備、貯留管の造成、新規大規模ビル、マンション建設の際に雨水の貯留管設備を備えるよう義務付けて下さい。	都市型水害の対策として、古川では一之橋から恵比寿橋の区間に地下調整池を整備しています。また、区としても「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を誘導しています。古川護岸の整備については、素案 P49 の方針 5 方策 2 「都市型水害に強い市街地の形成」で示すとおり、護岸が改修されるよう、まちづくりなどの機会を捉え、河川管理者などの関係者へ働きかけを実施します。	2
19	第4章 方針5： 防災・復興	白金高輪駅 2 番出口は緊急輸送道路である幹線道路 2 本が合流して中洲のようになっています。そのため、災害時に都心から避難して来た人が集中し、溢れて危険な状態になってしまいます。「災害時この先は危ない、行き止まりです」等の看板を出すなどの対策を検討して下さい。	白金高輪駅 2 番出口周辺においては、大地震などの災害時に帰宅困難者が集中することを想定し、民地内に歩道状空地やオープンスペースの整備を促進します。	2
20	第4章 方針5： 防災・復興	震災時には新しい住民と元々住んでいる住民が建物から出てきて、パニック状態になることを想定し、避難場所、備蓄等の対策を行って下さい。	素案 P49 の方針 5 方策 3 「地域と一体となったエリア防災の推進」で示すとおり、地域防災協議会などと連携を図りながら、防災備蓄倉庫の確保など地域の防災対策を行っていきます。	2

21	第4章 方針5： 防災・復興	震災時は住んでいる人のことだけでなく、都心から逃げてくる人のことも考えて検討して下さい。	素案 P49 の方針5方策3「地域と一体となったエリア防災の推進」で示すとおり、帰宅困難者が集中する駅周辺においては、白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会などと連携を図りながら、帰宅困難者の一時滞在施設や防災備蓄の確保などエリア防災の取組を推進していきます。	2
22	第4章 方針5： 防災・復興	マンション乱立による、台風、洪水、竜巻、風害に対する対策を検討して下さい。	素案 P49 の方針5方策1に示す「災害に強い市街地の形成」や、方針5方策2に示す「都市型水害に強い市街地の形成」を推進していきます。 風環境について、区では、延べ面積5万㎡以上の建築物の新築が行われる際に、環境アセスメントの手続きを定めています。更に、良好な風環境の維持を図ることを目的として、「港区ビル風対策要綱」に基づき、必要に応じて防風植栽などの設置による対策を講じるよう指導しています。	2
23	第4章 方針5： 防災・復興	ビルが建つことによる風害のことも考えてこれからのまちづくりを検討して下さい。	風環境について、区では、延べ面積5万㎡以上の建築物の新築が行われる際に、環境アセスメントの手続きを定めています。更に、良好な風環境の維持を図ることを目的として、「港区ビル風対策要綱」に基づき、必要に応じて防風植栽などの設置による対策を講じるよう指導しています。	3
24	第4章 方針5： 防災・復興	タワーマンション付近は風が強く、歩くのが困難で、障害者、高齢者など弱者にやさしくないため、これ以上の超高層ビルは必要ありません。	風環境について、区では、延べ面積5万㎡以上の建築物の新築が行われる際に、環境アセスメントの手続きを定めています。更に、良好な風環境の維持を図ることを目的として、「港区ビル風対策要綱」に基づき、必要に応じて防風植栽などの設置による対策を講じるよう指導しています。	3
25	第4章 方針5： 防災・復興	台風、洪水等に備えて、古川を深堀りにして下さい。	洪水などに対処するため、東京都により護岸整備や河床掘削、調整池の整備などを段階的に実施しています。また、区としても、敷地内でも雨水の流出を抑制するため、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、マンションや業務ビルの新築などに際して、雨水浸透トレンチや雨水浸透ますなどの設置を誘導することで雨水の地下浸透を促進し水害の被害の減少に努めています。	3

26	第4章 方針5： 防災・復興	高層マンションで火災が発生した場合、消火作業が困難であり、住民もパニックになることが想定されます。これ以上のマンションや高層ビルの建設は中止し、港区の昼間人口には、住民と在勤者が加わることを踏まえて大地震への対策を検討して下さい。	区では、港区マンション震災対策ハンドブックを作成し、大地震発生時の対応など高層マンション居住者に対する普及啓発に努めています。また、防災住民組織、事業所、学校PTAなどで結成された地域防災協議会により、避難所の開設や運営のための協議、防災訓練など、日頃から様々な防災活動を行っています。	3
27	第4章 方針5： 防災・復興	超高層ビルは倒壊する可能性がゼロではなく、災害時は、エレベーターの停止、飲料水、トイレの確保の問題や、マンション内の自宅避難は難しく避難所の確保が必要であるという問題が発生します。マンションの避難は、自宅内避難という方針ですが、これも考えなおす必要があります。	区では、港区マンション震災対策ハンドブックを作成し、大地震発生時の対応や、日頃からの備えなど高層マンション居住者に対する普及啓発に努めています。区民避難所は災害で家に住めなくなった方の一時的な生活場所であり、自宅に被害がなければ、在宅避難を原則としています。 区としては引き続き、自助・共助の取組を支援する中で、高層住宅における防災対策などの普及啓発に取り組んでいきます。	3
28	第4章 方針5： 防災・復興	大地震がきて、津波が発生した時、ビルが乱立しているため、波の威力が増し被害が大きくなるのは明らかです。その時を想定し、対処方法を検討して下さい。	区では、東京都が公表した津波の被害想定を踏まえ、大地震の発生による津波から身を守るため、津波ハザードマップにより一時避難場所として指定した津波避難ビルを記載しています。今後も津波ハザードマップの周知啓発や民間津波避難ビルの指定に向けた協議を進めていきます。なお、津波ハザードマップでは、本地区内に浸水の影響はありません。	5
29	第4章 方針6： 景観	白金一丁目周辺の電線の地中化により、安全性・景観の向上を期待します。	区では、「港区電線類地中化整備基本方針」において、「災害に強いまち」、「誰もが安全で快適に移動できる歩行空間」、「美しい街並み景観」をめざすべき将来像として示しており、区内全域で電線類地中化を推進しています。同方針では、白金一丁目周辺は、優先整備地域に指定されており、今後も重点的に電線類地中化を推進していきます。	3
30	第4章 方針7： 低炭素化	白金高輪は排気ガスが多いため、「ちいばす」のハイブリッド車導入などを検討して下さい。	「港区低炭素まちづくり計画」では、環境に配慮した交通環境の整備を施策の1つに掲げています。ちいばすの車両に関しては、温室効果ガスや窒素酸化物の排出が少ない天然ガス自動車やEVバス(電気バス)を用いるなど、環境に配慮した取組を進めています。	3

31	第4章 方針7： 低炭素化	低炭素化ではなく脱炭素を実現して下さい。	「港区環境基本計画」では、脱炭素社会の実現に向けた目標として、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすこととしており、区は、区民、事業者をはじめ国や東京都とも連携し、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。まちづくり部門における喫緊の課題として、脱炭素社会実現に向けた一翼を担う低炭素化を方針7に掲げています。	2
32	第5章 駅周辺エリア のまちづくり の方向性	品川～白金高輪間の地下鉄延伸により、利便性向上・ビジネス活性化・品川をゲートウェイとした国際ビジネスの発展を期待します。	駅周辺エリアは、交通結節点としての重要性が今後さらに高まると予想されることから、素案P60に「利便性・安全性の高い駅前複合拠点」をまちづくりの方向性として示しています。	2
33	第6章 まちづくりの 実現に向けて	まちづくり構想の実現に向けては、地域の主体が協働体制を構築していくことが大事だと思います。今は町会もマンションの自治会もバラバラな状態になっているため、課題を共有するなど意識を共有する場があることが大事だと思いますので検討して下さい。	区は、多様な主体の活動が広がるにぎわいのあるまちづくりを推進するため、町会や自治会などの地域活動の担い手を増やすことやこれらの地域の主体が連携を図ることなど、良好な地域コミュニティの形成に積極的に取り組んでいます。素案P62では、町会、自治会を含む多様な主体が連携しながらまちづくりに取り組むための協働体制の構築を推進していくことを記載しています。	2
34	第6章 まちづくりの 実現に向けて	「開発事業等を契機にまちの課題解決を図る」とありますが、民間頼みの開発まちづくりではなく、住民の立場に立ったまちづくりを行うべきではないでしょうか。区民、住民の立場に立ってまちづくり構想の策定をして下さい。	まちづくり構想で示すまちづくりを進めるにあたっては、住民・事業者・行政など多様な主体が連携しながら取り組むことが重要です。そのため、素案P62で示すように、まちの将来像の実現に向けては、町会、自治会を含む多様な主体が連携しながらまちづくりに取り組むための協働体制の構築を推進していきます。	2
35	第6章 まちづくりの 実現に向けて	10年、20年など、まちづくり構想の計画期間を示して下さい。	まちづくり構想に示す将来像は長期的な取組みにより実現していくものであり、計画期間を定めることがなじまないため、素案P66で示すとおり、まちづくり構想は、地域の状況の変化に応じて適切なタイミングで見直すこととしています。	2
36	第6章 まちづくりの 実現に向けて	実際に住んでいる人の将来や、子ども、孫のことなどを考え、何年先に何がといった計画期間を示して下さい。	まちづくり構想に示す将来像は長期的な取組みにより実現していくものであり、計画期間を定めることがなじまないため、素案P66で示すとおり、まちづくり構想は、地域の状況の変化に応じて適切なタイミングで見直すこととしています。	2



37	第6章 まちづくりの 実現に向けて	人口が増えることで生活全般にどのような影響があるのかは、今の住民、新しい住民、どちらにとっても大きな問題です。方向性を示し、P・D・C・Aのチェックとアクションをきちんとやって下さい。	本地区における、近年のまちの変化に伴う新たな課題に対応し、計画的にまちづくりの中で課題解決を図るため、まちづくり構想を策定しています。また、将来の地域の状況の変化に応じて適切なタイミングで内容を見直すこととしています。	2
38	第6章 まちづくりの 実現に向けて	説明会でP・D・C・Aの話が出ましたが、Plan・Doだけでいいのは開発事業者だけで、行政はその後のCheck・Actionを行い、住民の不安を解消する責任があります。開発事業者と同じ目線でP・Dの後工程をスルーして新たなP・Dサイクルを示そうとする現シナリオを改めるべきです。	本地区における、近年のまちの変化に伴う新たな課題に対応し、計画的にまちづくりの中で課題解決を図るため、まちづくり構想を策定しています。また、将来の地域の状況の変化に応じて適切なタイミングで内容を見直すこととしています。	2
39	その他	狭い歩道に自転車と歩行者が一緒に通行しており、自転車のマナーが悪く歩いていて危険を大いに感じるため、自転車利用者のマナー教育の義務化を検討して下さい。	区では、自転車走行のルールの周知について、広報みなとへの記事掲載や、区内警察署との連携による街頭キャンペーン、自転車利用者に対する声掛けやパンフレットの手渡しなどを行っています。引き続き、警察署と連携し、自転車のルールの周知や対策に努めていきます。	3
40	その他	人口増に伴い子どもが増えることが想定されますが、この地域の子どもたちが通う御田小学校が改築され、35人学級になることが計画されています。人口増を想定した改築となるよう区全体として検討して下さい。	区では、地域の将来人口推計並びに35人学級による普通教室数の増加も踏まえながら、御田小学校の改築に向けた基本構想・基本計画の策定を進めており、今後も、地域の状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、より良い教育環境と安全・安心な教育施設の確保を進めていきます。	3
41	その他	三田ハウスは既に50年を経過し近いうちに建て替えが必要になりますが、日影規制の関係で高い建物を単独で建てることができないため、規制を解除して下さい。	本地区の中央付近及び北西側には、建築物が敷地の周囲に生じさせる日影の時間を制限することにより、住宅地の日照などの居住環境を保護することを目的に日影規制が定められています。区としては、これまでどおり、これらの地区の居住環境を保護するため、現状定められている日影規制を変更することは考えていません。	4

42	その他	高層住宅でなく低層住宅を検討して下さい。	区では、まちづくり構想を策定することで、地区の魅力である落ち着きのある居住環境を残しながら、地域住民が住み続けられるまちづくりをめざします。なお、具体的な建築計画の検討は、建築主が各自で計画するものであり、区はまちづくり構想の将来像や目標に掲げるまちづくりが形成されるように誘導していきます。	5
43	その他	住民が安心して住み続けていくうえでも低空飛行は大きな影響を受けるので飛行中止を国に強力に申し入れて下さい。	区は、区民の安全・安心と生活環境を守る立場から、国土交通大臣に対し、騒音・安全対策や飛行経路に係る様々な運用などについて要請を行っています。引き続き、国に対し、新ルートに限らず、飛行経路の様々な運用を検討するよう、強く求めています。	5
44	その他	空き家について、区職員が空き家の所有者と話し合いをして、無料相談や窓口を設けるなど空き家の再利用を検討して下さい。	地域に悪影響をもたらす恐れのある空き家については、関係部署が連携して、所有者に対策を促していきます。	5
45	その他	オフィスの空き室増加で、これ以上建設は必要ありません。	具体的な土地活用や建築計画の検討は、建築主が各自で計画・判断するものであり、区はまちづくり構想の将来像や目標に沿った良好なまちづくりが行われるよう誘導していきます。	5
46	その他	開発の基本方針であるまちづくり構想が策定される前に、事業者が都市計画等の説明会を実施しているため、区からの事業者に対する適切な指導を要請します。	事業化に向けた話し合いや説明会が行われる際には、地域の方々に誤解を与えることがないよう事業者を指導・誘導しています。	5
47	その他	開発事業者に、まちづくり構想が策定中であることを踏まえ、フライングすることがないように、また、区資料の流用等によって住民に誤解を与えたりすることがないように指導して下さい。	事業化に向けた話し合いや説明会が行われる際には、地域の方々に誤解を与えることがないよう事業者を指導・誘導しています。	5

48	その他	意見のうち些末な意見は取り入れ、重要な意見は取り入れない傾向が見えます。3月の説明会やパブコメの意見をどう反映させたか、区民は検証の方法がなく、素案と同じ中身で最終決定されてしまう恐れが極めて強いです。決定前に区民が最終案を確認できるプロセスが絶対に必要です。	まちづくり構想素案は、計3回の意見交換会などを行い、地域の皆様から多くのご意見をいただきながら作成してきました。この素案に対するパブリックコメントや説明会でいただいたご意見を踏まえ、まちづくり構想を策定しました。	5
49	その他	区民生活のあらゆる部分に関わる「まちづくり」改善への意見提起に対して、所管部署が違ふということではなく港区として対応して下さい。策定する「まちづくり構想」については、有意義な意見を無視せず、決定前に最終案を公開して下さい。	まちづくり構想素案は、計3回の意見交換会などを行い、地域の皆様から多くのご意見をいただきながら作成してきました。この素案に対するパブリックコメントや説明会でいただいたご意見を踏まえ、まちづくり構想を策定しました。	5
50	その他	3回に渡って行われた意見交換会の区民意見がどのようになっているのかについても答えていないのが区の態度です。区民意見が素案に反映されていないのが実態です。	まちづくり構想素案は、計3回の意見交換会およびアンケート調査を行い、地域の皆様から多くのご意見をいただきながら、まちづくり構想の内容を検討し、作成してきました。	5
51	その他	まちづくりにあたっては、人口増に対応するため、医療施設、保育園、学校などの教育施設、商店などのインフラ整備も一緒に検討して下さい。	ご指摘の施設は、各担当部署で検討をしています。今後、まちづくりの状況や地域の変化に応じて、各担当部署と連携して、まちづくり構想に示す将来像の実現に取り組んでいきます。	5
52	その他	今までの生活が変わることへの不安感がとても多いです。特に直接的に住環境が変わったり、生活の変化を強いられる立場の方もいると思うので、区としてディベロッパー側に立つのではなく住民側に立って一緒にサポートしてくれるような対策を考えてほしいです。	まちづくりを進めていく上で、事業者を適切に指導・誘導していくことが区の役割である一方、不安を抱えている地域住民の方々の相談に応じることも区の重要な役割だと考えています。そのため、地域住民の方々が安心してまちづくりに参加できるように相談に応じています。	5